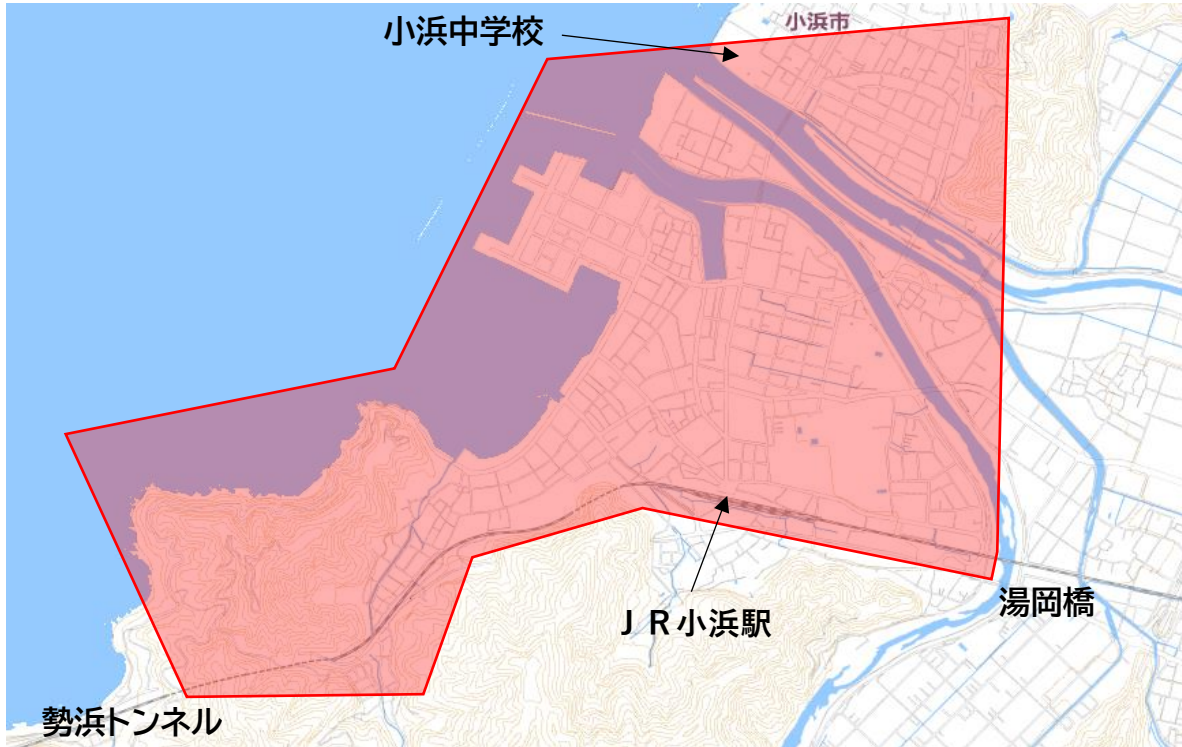


自転車指導啓発重点地区（小浜警察署）

令和5年5月



【重点地区】 小浜雲浜地区

🏠 選定理由 駅や市役所、病院、学校が複数あり
自転車利用者が多く、過去に交通事故
も多数発生しているため

自転車関連人身事故発生状況（H30～R4）

小浜警察署管内 20件

重点地区内 7件



この路線でよく見られる自転車利用者の違反形態

- 交差点で徐行や一時停止をしない
- 並進
- 携帯電話を使用しながらの運転

警察では、自転車運転者の悪質・危険な交通違反に対しては検挙措置を講じるなど、厳正に対処しています。



★自転車安全利用五則★

- 1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用（令和5年4月1日から努力義務化！）



みんなで守ろうね！！
自転車のルールとマナー

